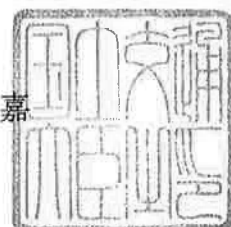


国海員第 276 号
令和元年 12 月 12 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 340 号

船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員電離放射線障害防止規則（昭和 48 年運輸省令第 21 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、船員法第 110 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）の一部改正関係

放射線業務に従事する船員が眼の水晶体に受ける等価線量の限度等について、次のとおり改正を行う。

一 放射線業務に従事する船員が眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、1年間につき150ミリシーベルトから50ミリシーベルトに引き下げるとともに、5年間につき100ミリシーベルトの被ばく限度を追加する。

二 放射線業務に従事する船員、管理区域に立ち入る一般船員及び緊急作業に従事する船員が受ける外部被ばくによる線量の測定について、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととする。

三 放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量について、3月ごと及び一年ごとの合計に加え、五年ごとの合計を記録等することとする。

四 船員電離放射線健康診断結果報告書について、眼の水晶体の等価線量による区分欄を「20ミリシーベルト以下の者」、「20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者」及び「50ミリシーベルトを超える者」に改める。また、各線量による区分欄に「検出限界未満の者」の項目を追加する。